

塩谷町告示第21号

塩谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のとおり定める。

令和7年4月1日

塩谷町長 見 形 和 久

専決第2号

専決処分書

塩谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日専決

塩谷町長 見 形 和 久

塩谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

塩谷町国民健康保険税条例(昭和34年塩谷町条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>650,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイ	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>260,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>260,000円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイ

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,400円
- (2) 特定世帯 1,700円
- (3) 特定継続世帯 2,550円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,800円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の場合、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
- (2) 特定世帯 2,100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,400円
- (2) 特定世帯 1,700円
- (3) 特定継続世帯 2,550円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,800円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の場合、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
- (2) 特定世帯 2,100円

